

一般社団法人 全国救急救命士教育施設協議会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国救急救命士教育施設協議会(以下「本法人」という)と称する。

(目 的)

第2条 本法人は、救急救命医療の重要性に鑑み、救急救命士教育の資質の向上と救急救命医療の発展を図り、国民全体の保健・医療及び福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 救急救命士の教育上の諸問題解決のための調査・研究
- (2) 会員相互の親睦
- (3) 監督官庁及び関係団体との連携
- (4) 講演会、講習会の開催
- (5) その他本法人の目的を達成するための事業

(主たる事務所)

第4条 本法人は、主たる事務所を 大阪府大阪市淀川区西宮原1丁目5番35号に置く。

(公告方法)

第5条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示して行う。

(機関の設置)

第6条 本法人は、社員総会、理事のほか、以下の機関を設置する。

- (1) 理事会
- (2) 監事

第2章 会員及び社員

(会員)

第7条 本法人の会員は正会員と賛助会員とし、それぞれ団体会員と個人会員からなる。

(入会)

第8条 本法人の会員になろうとする者は、本定款施行細則（以下「細則」という）に定める入会申請書を提出し、入会手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに、正会員または賛助会員となる。

(退会)

第9条 会員は、いつでも退会することができ、退会しようとする者は、退会届を本法人に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議を経て除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の定款及び細則に違反した場合
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の主旨に反する行為を行った場合
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 第9条、第10条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (2) 総会員の同意があった場合

(社員の資格の得喪に関する規定)

第12条 第8条の規定に基づき本法人の正会員となった者のうち、団体正会員および理事会の認定を受けた個人正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

2 社員は、理事会に届け出ることにより、いつでもその社員の資格を辞することができる。

3 社員の資格の喪失については、第10条及び第11条の会員資格の喪失に関する規定を準用する。ただし、第10条及び第11条中「会員」とあるのは「社員」と

読み 替えるものとする。

4 第9条乃至第11条の規定により本法人の会員資格を喪失した場合は、本法人の社員たる資格も喪失する。

第3章 役員

(役員の種類及び員数並びに選任)

第13条 本法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上、15名以内

(2) 監事 2名

2 本法人の役員は、社員総会において本法人の社員の中より選出する。

3 本法人の理事のうち理事会の決議に基づき1名を代表理事に選定する。また、理事会の決議に基づき、2名を副代表理事に選定する。

4 副代表理事をもって、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(職務)

第14条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 代表理事は本法人の職務を総括し、本法人を代表する。

(2) 副代表理事は代表理事を補佐し、本法人の業務を執行する。

(3) 監事は、本法人の事業及び会計を監査し、一般社団・財団法人法第99条乃至第104条の職務を行う。

2 監事は他の役員を兼務することができない。

(役員任期)

第15条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(顧問)

第 16 条 理事会の決議により、任意の機関として、本法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の推薦により代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は次の職務を行う。
 - (1) 代表理事の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

(事務局)

第 17 条 本法人に、本法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員の任免は、理事会の決議により行う。
- 4 事務局長は、本法人の理事の中から選任する。
- 5 事務局長は代表理事の命を受け、事務局の職務を処理する。
- 6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議に基づき別に定める。

第 4 章 会 議

(社員総会)

第 18 条 社員総会は定時社員総会と臨時社員総会とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度の終了日の翌日より 3 か月以内に招集する。
- 3 臨時社員総会は必要に応じて招集する。
- 4 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。なお、社員総会を招集するには、会日の 2 週間前までに通知しなければならない。
- 5 社員総会の議長は、代表理事が行い、代表理事に事故あるときは出席した社員の中から選任する。
- 6 社員総会の成立は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数の出席を必要とする。
- 7 本法人の社員が社員総会に出席できないときは、他の社員に議決を委任することができる。
- 8 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席社員の議決権の過半数の同意を必要とする。ただし、定款の改正は第 30 条に定めた方法により行う。

- 9 社員総会は次の事項を審議決定する。
- (1) 本法人役員を選任及び解任
 - (2) 会員及び社員の除名
 - (3) 各事業年度の決算報告
 - (4) 役員報酬の額又はその規定
 - (5) 定款及び細則の変更
 - (6) 解散
 - (7) 合併
 - (8) 理事会において社員総会に付議した事項
 - (9) 前各号に定めるものの他、一般社団・財団法人法に規定する事項及び本定款に定める事項
 - (10) 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。議事録には、議長及び議事録作成に係る職務を行った理事が署名又は記名押印する。

(理事会)

第19条 本法人の理事会は通常理事会と臨時理事会の2種とし、通常理事会は毎事業年度に2回開催（但し、4か月を超える間隔で開催）し、代表理事及び副代表理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。また、臨時理事会は、必要に応じて招集する。

2 理事会は代表理事が招集する。理事会を開催するには、会日より7日前までに、開催日時、場所及び議題、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、各理事・監事に対して通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

3 理事会は理事及び監事を以て構成する。ただし、監事は議決権をもたない。

4 理事会の議長は、代表理事が行う。ただし、代表理事に事故あるときは、あらかじめ定める順序に従い、他の理事が議長を行う。

5 理事会の成立は、決議に加わることができる理事の過半数の出席を必要とする。

6 理事会の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

7 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。

8 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果、その他法令に定める事項を記載し、出席した代表理事及び監事が署名または記名押印しなければならない。

(部会及び委員会)

第20条 本法人は事業を推進するにあたり、必要があるときは、理事会の決議により部会及び委員会を置くことができる。

2 部会員及び委員会委員は、会員のうちから理事会により選任する。

3 部会、委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第5章 会計及び会費

(会計及び事業年度)

第21条 本法人の会計は会費及び寄附金等による。

2 本法人の事業年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(計算書類)

第22条 代表理事は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経た後、定時社員総会に提出し、(3)の書類についてはその内容を報告し、(1)、(2)及び(4)の各書類については承認を求めなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(3) 事業報告書

(4) 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

(剰余金の処分制限)

第23条 本法人は、社員及び会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

(会費等)

第24条 正会員及び賛助会員は、別に定める入会金を入会時に、会費を毎年7月に納入するものとする。

2 納入された会費等は、理由の如何を問わず返還しない。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第25条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第26条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第27条 基金の拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところにしたがって返還する。

(代替基金の積立て)

第28条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

(基金利息の禁止)

第29条 基金の返還に係る債権には、利息を付することはできない。

第7章 定款変更等

(定款変更)

第30条 この定款を変更するには、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の賛成を得た社員総会の決議によらなければならない。

(合併等)

第31条 本法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の賛成により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第32条 本法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号乃至第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の賛成により解散することができる。

(残余財産の分配)

第 33 条 本法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、各社員に分配しない。

2 前項の場合、本法人の残余財産は、国又は地方公共団体、本法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人、あるいは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号イ乃至トに掲げる法人に寄付するものとする。

第 8 章 附 則

(細則)

第 34 条 この定款の施行に関して必要な事項は、社員総会の決議により細則として別に定めることができる。

(定款等に定めのない事項)

第 35 条 この定款及び細則に定めのない事項については、すべて一般社団・財団法人法及びその他法令によるものとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 36 条 本法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	太 田 宗 夫
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	田 中 秀 治
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	吉 川 恵 次
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	田 辺 敦
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	森 下 伊津夫
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	和 田 貴 子
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	大 橋 教 良
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	加 藤 義 則
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	榑 木 千代美
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	川 井 桂
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	神 納 光一郎
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	小 林 國 男
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	大和田 隆

(設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事)

第 37 条 本法人の設立時理事，設立時代表理事及び設立時監事は，次のとおりとする。

設立時理事	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	太 田 宗 夫
	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	田 中 秀 治
	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	吉 川 惠 次
	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	田 辺 敦
	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	森 下 伊津夫
	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	和 田 貴 子
	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	大 橋 教 良
	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	加 藤 義 則
	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	榑 木 千代美
	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	川 井 桂
	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	神 納 光一郎
設立時代表理事	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	太 田 宗 夫
設立時監事	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	小 林 國 男
	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	大和田 隆

(最初の事業年度)

第 38 条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から平成 23 年 6 月 30 日までとする。

以上、一般社団法人 全国救急救命士教育施設協議会 を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士宮田浩志は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 22 年 7 月 30 日

設立時社員 太 田 宗 夫

設立時社員 田 中 秀 治

設立時社員 吉 川 恵 次

設立時社員 田 辺 敦

設立時社員 森 下 伊津夫

設立時社員 和 田 貴 子

設立時社員 大 橋 教 良

設立時社員 加 藤 義 則

設立時社員 榑 木 千代美

設立時社員 川 井 桂

設立時社員 神 納 光一郎

設立時社員 小 林 國 男

設立時社員 大和田 隆

上記設立時社員の定款作成代理人 司法書士 宮 田 浩 志